

医師が記入した「登園に関する医師意見書」が必要な感染症一覧

感染症名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜炎 (プール熱、アデノウィルス感染症)	主な症状が消失した後2日経過するまで
流行性角結膜炎(はやり目)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111 等)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復する まで
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹(ひしん)が乾燥していること。医師の指示に従う

<参考> 保育所における感染症ガイドラインより